

決議案第 1 号

市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約につき、地方自治法第 100 条の規定による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案

上記の決議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)2 月 14 日

提出者	西川	正義
賛成者	谷口	典隆
賛成者	夏川	嘉一郎
賛成者	上杉	正敏

市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約につき、地方自治法第 100 条の規定による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約にかかる地方自治法施行令違反について
- (2) 市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約に関する疑惑について

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条および委員会条例第 6 条の規定により、委員 12 人からなる市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員会を設置してこれに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は 1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項および同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、50万円以内とする。

以上決議する。

平成30年(2018年)2月14日

彦根市議会